



～道路ふれあい月間～

8月は道路ふれあい月間です。

子どもから高齢者まで、さまざまな人が道路を利用します。
身近な道路を誰もが安全に安心して気持ちよく使えるようにしましょう。

■道路はごみ箱ではありません

道路上にごみなどを不法投棄すると法律で罰せられます。いらなくなったものはルールに沿って処分しましょう。

■令和3年度「道路ふれあい月間」推進標語

「ゆずりあい 道路で示す 日本の美」 ◆最優秀賞【小学生の部】

問合せ：土木管理課（☎51・2507）

